

政令第四百四十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の三第一項第二号及び第二項、第十三条の二第二項並びに第十四条第一項及び第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第九十五号）附則第三条において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十九号）附則第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第二項中「業務は」の下に「、常勤の防衛大臣政策参与、防衛事務次官、防衛審議官」を、「航空幕僚監部」の下に「、統合作戦司令部」を加え、「並びに統合作戦司令部」を「、防衛装備庁長官並びに防衛技監」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 常勤の防衛大臣政策参与及び法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官 五万千八百円

二 事務官等 一般職に属する国家公務員について定められている額の例による額

三 自衛官（第一号に掲げる自衛官を除く。） 別表第四の二の上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の下欄に定める額

第十条第二項中「特地勤務手当基礎額」を「俸給及び扶養手当の月額合計額」に改め、「（その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官（特定任期付職員である自衛官を除く。）にあつては百分の二十三を、事務官等及び特定任期付職員である自衛官にあつては百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第十条の二第二項中「同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に在勤することとなつた場合（防衛大臣が定める場合に限る。）には、その日前の防衛大臣が定める日）において受けるべき」、 「（育児短時間勤務職員（その日において育児短時間勤務職員で

あつた者を除く。)にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。)、「(再任用職員等にあつては、現に受けるべき俸給の月額)」及び「(その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官(特定任期付職員である自衛官を除く。)にあつては百分の五・五を、事務官等及び特定任期付職員である自衛官にあつては百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額)」を削り、同条第三項第一号を次のように改める。

一 新たに俸給表の適用を受ける職員となり、特地方官署又は準特地方官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 当該職員が新たに俸給表の適用を受けることとなつた日に特地方官署又は準特地方官署に異動したものとした場合に前項の規定により支給されることとなる額

第十条の二第三項第三号中「検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者若しくは一般職給与法の適用を受ける国家公務員であつた者から引き続き職員となり、又は交流採用若しくは自衛隊法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定による採用をされ」を「新たに俸給表の適用を受ける職員となり」に、「職員となつた日又は交流採用若しくは同法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一

項の規定による採用をされた」を「新たに俸給表の適用を受けることとなつた」に改め、同項第四号中「自衛隊法第四十一条の二第二項又は第四十五条の二第二項の規定による採用をされ」を「新たに俸給表の適用を受ける職員となり」に、「採用の」を「適用を受けることとなつた」に、「異動し、当該異動」を「異動したこと又は新たに俸給表の適用を受ける職員となり当該官署に在勤することとなつたこと」に改め、「移転した職員」の下に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、「異動した」を「異動し、又は新たに俸給表の適用を受ける職員となり当該官署に在勤することとなつた」に改め、同項第五号中「自衛隊法第四十一条の二第二項又は第四十五条の二第二項の規定による採用をされた」を「新たに俸給表の適用を受ける職員となつた」に、「採用の」を「適用を受けることとなつた」に改め、同条第四項を削る。

附則中第八項から第十項までを削り、第十一項を第八項とし、第十二項から第二十項までを三項ずつ繰り上げる。

別表第四の一種の項中「五五、二〇〇円」を「五五、五〇〇円」に、「五二、三〇〇円」を「五二、九〇〇円」に改める。

別表第四の二の一等陸佐以上、一等海佐以上又は一等空佐以上の項中「四一、八〇〇円」を「五一、八〇〇円」に改める。

〇円」に、「三四、五〇〇円」を「四四、五〇〇円」に改め、同表の二等陸佐、二等海佐又は二等空佐の項中「三九、二〇〇円」を「四九、二〇〇円」に、「三〇、三〇〇円」を「四〇、三〇〇円」に改め、同表の三等陸佐、三等海佐又は三等空佐の項中「三七、四〇〇円」を「四七、四〇〇円」に、「二七、八〇〇円」を「三七、八〇〇円」に改め、同表の一等陸尉、一等海尉又は一等空尉の項中「二二、一〇〇円」を「二四、一〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「二八、八〇〇円」に改め、同表の二等陸尉以下准陸尉以上、二等海尉以下准海尉以上又は二等空尉以下准空尉以上の項中「一七、五〇〇円」を「一九、五〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「二七、五〇〇円」に改め、同表の陸曹長以下二等陸曹以上、海曹長以下二等海曹以上又は空曹長以下二等空曹以上の項中「八、八〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同表の三等陸曹以下、三等海曹以下又は三等空曹以下の項中「七、二〇〇円」を「九、二〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(以下「防衛省給与改正法」という。)

附則第三条において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(以下

「一般職給与改正法」という。) 附則第三条の政令で定める職員は、令和四年四月一日以前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、令和七年四月一日において防衛省給与改正法第一条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十四条第二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給されている職員(検察官であった者、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であった者若しくは同法の適用を受ける国家公務員であった者から引き続き職員となり、又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項において準用する同法第二条第四項に規定する交流採用をされ、特地官署又は準特地官署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に限り、防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十五条の二第一項の規定により採

用された職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員を除く。）とする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「第十条、第十条の二、」を削る。

第四条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「この政令による改正後の給与令第十条第三項に規定する再任用職員等」を「法第五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、再任用職員（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員をいう。）」に改める。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、本府省業務調整手当の支給対象職員を拡大し、その支給月額を定めるとともに、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の算定方法、俸給の特別調整額を改める等の必要があるからである。